



宮 崎 県 公 報

令和4年3月28日(月曜日) 第 292 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…… (こども家庭課) 1

告 示

○救急病院の認定…… (医療薬務課) 4

○救急診療所の認定…… (") 4

○特定農業用ため池の指定…… (農村整備課) 4

○道路の供用の開始…… (道路保全課) 4

○歳入の徴収の事務の委託…… (教育庁) 5

公 告

○土地改良区の解散…… (農村整備課) 5

○土地改良区の清算人の就任の届出…… (") 5

○県営土地改良事業計画の変更…… (") 5

○県営土地改良事業に係る換地処分…… (") 5

○特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧について (漁業管理課) 5

○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…… (管理課) 5

教育委員会規則

○宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則…… 6

○県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則…… 7

○県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則…… 7

○県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則…… 8

○県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則…… 8

○市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則…… 9

教育委員会訓令

○競技力向上推進室設置規程…… 9

教育長訓令

○宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令…… 10

公安委員会規則

○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…… 10

選挙管理委員会告示

○令和3年11月14日執行の宮崎県議会宮崎市選出議員補欠選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨…… 11

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第17号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和45年宮崎県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(助産施設等への入所) 第6条 [略] 2 前項の申込みは、当該申込みに係る妊産婦又は保護者の居住地を所轄する福祉事務所の長を経由しなければならない。 3・4 [略] (児童の入所措置等) 第9条 [略] 2 知事は、法第27条第1項第3号、同条第2項又は法第27条の2第1項に規定する措置を解除し、停止し、又は変更したときは、 <u>児童(延長者)措置解除(停止、変更)通知書(別記様式第17号)</u> により、前項の規定により通知した者に通知するものとする。	(助産施設等への入所) 第6条 [略] 2 前項の申込みは、当該申込みに係る妊産婦又は保護者の居住地を所轄する福祉事務所の長に提出しなければならない。 3・4 [略] (児童の入所措置等) 第9条 [略] 2 知事は、法第27条第1項第3号、同条第2項又は法第27条の2第1項に規定する措置について、 <u>その措置を解除し、又は変更したときは児童(延長者)措置解除(変更)通知書(別記様式第17号の1)</u> により、 <u>その措置を停止し、又はその停止を解除したときは児童(延長者)措置停止(停止解除)通知書(別記様式第17号の2)</u> により、前項の規定により通知した者に通知するものと

様式第11号（第6条関係）

[略]

宮崎県知事 殿

[略]

様式第12号（第6条関係）

[略]
[略]
宮崎県知事 印
[略]
[略]

様式第13号（第6条関係）

[略]
[略]
宮崎県知事 印
[略]

様式第14号（第6条関係）

[略]
[略]
宮崎県知事 印
[略]
[略]

様式第16号（第9条関係）

[略]
[略]
宮崎県知事 印
[略]
[略]

[略]

様式第17号（第9条関係）

児童（延長者）措置解除（停止、変更）通知書			
[略]			
宮崎県知事 印			
年 月 日付で決定した児童福祉法第27条第1項第3号（第27条第2項、第27条の2第1項）の規定による措置を次のとおり解除（停止、変更）したので通知します。			
[略]			
入所（入院）させる施設の名称又は委託する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親の氏名			
解除又は変更の時期	年 月 日	停止の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
解除（停止、変			

する。

様式第11号（第6条関係）

[略]

西臼杵支庁長

宮崎県 福祉こどもセンター長 殿

児湯福祉事務所長

[略]

様式第12号（第6条関係）

[略]
[略]
西臼杵支庁長 宮崎県 福祉こどもセンター長 印 児湯福祉事務所長
[略]
[略]

様式第13号（第6条関係）

[略]
[略]
西臼杵支庁長 宮崎県 福祉こどもセンター長 印 児湯福祉事務所長
[略]

様式第14号（第6条関係）

[略]
[略]
西臼杵支庁長 宮崎県 福祉こどもセンター長 印 児湯福祉事務所長
[略]
[略]

様式第16号（第9条関係）

[略]
[略]
宮崎県 児童相談所長 印
[略]
[略]

[略]

様式第17号の1（第9条関係）

児童（延長者）措置解除（変更）通知書			
[略]			
宮崎県 児童相談所長 印			
年 月 日付で決定した児童福祉法第27条第1項第3号（第27条第2項、第27条の2第1項）の規定による措置を次のとおり解除（変更）したので通知します。			
[略]			
入所（入院）させる施設の名称及び所在地又は委託する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親の氏名及び住所			
解除又は変更の時期	年 月 日		
解除（変更）の			

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">更)の理由及び 内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	更)の理由及び 内容		[略]		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">理由及び内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>様式第17号の2 (第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">児童(延長者)措置停止(停止解除)通知書</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">様</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">宮崎県 児童相談所長 印</td> </tr> <tr> <td colspan="4">年 月 日付で決定した児童福祉法第27条第1項 第3号(第27条第2項、第27条の2第1項)の規定による措 置について、次のとおり措置を停止(措置の停止を解除)し たので通知します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措 置</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">児 童</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">居 住 地</td> </tr> <tr> <td colspan="4">措置を停止(措置の停止を解 除)する施設の名称及び所在 地又は小規模住居型児童養育 事業を行う者若しくは里親の 氏名及び住所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">停止の期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 から 年 月 日 まで</td> <td style="text-align: center;">停止の解除の 時期</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">停止(停止の 解除)の理由 及び内容</td> </tr> <tr> <td colspan="4">1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日 から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます 。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっ ても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をする ことができなくなります。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6 か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知 事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この 処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処 分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起すること ができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求 に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の 取消しの訴えを提起することができます。</td> </tr> </table>	理由及び内容		[略]		児童(延長者)措置停止(停止解除)通知書				年 月 日				様				宮崎県 児童相談所長 印				年 月 日付で決定した児童福祉法第27条第1項 第3号(第27条第2項、第27条の2第1項)の規定による措 置について、次のとおり措置を停止(措置の停止を解除)し たので通知します。				措 置	氏 名	生年月日	年 月 日		〃	〃	年 月 日	児 童	〃	〃	年 月 日		〃	〃	年 月 日	居 住 地				措置を停止(措置の停止を解 除)する施設の名称及び所在 地又は小規模住居型児童養育 事業を行う者若しくは里親の 氏名及び住所				停止の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	停止の解除の 時期	年 月 日	停止(停止の 解除)の理由 及び内容				1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日 から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます 。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっ ても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をする ことができなくなります。				2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6 か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知 事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この 処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処 分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起すること ができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求 に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の 取消しの訴えを提起することができます。			
更)の理由及び 内容																																																																					
[略]																																																																					
理由及び内容																																																																					
[略]																																																																					
児童(延長者)措置停止(停止解除)通知書																																																																					
年 月 日																																																																					
様																																																																					
宮崎県 児童相談所長 印																																																																					
年 月 日付で決定した児童福祉法第27条第1項 第3号(第27条第2項、第27条の2第1項)の規定による措 置について、次のとおり措置を停止(措置の停止を解除)し たので通知します。																																																																					
措 置	氏 名	生年月日	年 月 日																																																																		
	〃	〃	年 月 日																																																																		
児 童	〃	〃	年 月 日																																																																		
	〃	〃	年 月 日																																																																		
居 住 地																																																																					
措置を停止(措置の停止を解 除)する施設の名称及び所在 地又は小規模住居型児童養育 事業を行う者若しくは里親の 氏名及び住所																																																																					
停止の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	停止の解除の 時期	年 月 日																																																																		
停止(停止の 解除)の理由 及び内容																																																																					
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日 から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます 。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっ ても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をする ことができなくなります。																																																																					
2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6 か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知 事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この 処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処 分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起すること ができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求 に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の 取消しの訴えを提起することができます。																																																																					
<p>様式第18号 (第10条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">宮崎県知事 印</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]	宮崎県知事 印	[略]		[略]		<p>様式第18号 (第10条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">宮崎県 児童相談所長 印</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]	宮崎県 児童相談所長 印	[略]		[略]																																																									
[略]	宮崎県知事 印																																																																				
[略]																																																																					
[略]																																																																					
[略]	宮崎県 児童相談所長 印																																																																				
[略]																																																																					
[略]																																																																					
<p>様式第20号 (第12条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">宮崎県知事 印</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]	宮崎県知事 印	[略]		<p>様式第20号 (第12条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">宮崎県知事 印</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td style="text-align: right;">(宮崎県 児童相談所長 印)</td> </tr> </table>	[略]	宮崎県知事 印	[略]	(宮崎県 児童相談所長 印)																																																												
[略]	宮崎県知事 印																																																																				
[略]																																																																					
[略]	宮崎県知事 印																																																																				
[略]	(宮崎県 児童相談所長 印)																																																																				

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
様式第21号の4（第12条の2関係）	様式第21号の4（第12条の2関係）
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	宮崎県知事 印
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	宮崎県 児童相談所長 印
[略]	[略]

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の児童福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の児童福祉法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 192号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和4年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
地方独立行政法人西都 児湯医療センター	西都市大字妻1550番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

宮崎県告示第 193号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所と認定した。

令和4年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
国民健康保険西米良診 療所	児湯郡西米良村大字村所66番地1

2 救急診療所の認定の有効期間

令和4年3月31日から令和7年3月30日まで

宮崎県告示第 194号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和4年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定年月日

令和4年3月10日

2 特定農業用ため池の名称及び所在地

名 称	所 在 地
犬山第2溜池	日南市大字下方字犬山3072番地
犬山第3溜池	日南市大字下方字犬山3076番地
明礬上	西都市大字南方字岩川内 526
明礬中	西都市大字南方字岩川内 527
明礬本	西都市大字南方字岩川内 528
岸見迫	西都市大字三納字岸見迫1990
平野1号	西都市大字平郡字通山4020-1
竹ノ内	西都市大字三納字大明神原4294
一位迫	西都市大字三納字一位廻6381
東ヶ迫池	西都市大字鹿野田字東ヶ迫6864
妙興迫池	西都市大字加勢字妙興迫1390

宮崎県告示第 195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年3月28日から同年4月11日まで宮崎

県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	板上曾 木線	延岡市北方 町板下字板 ケ平戊 193 番 1 地先か ら同市同町 板下同字戊 271番 4 地 先まで	令和 4 年 3 月 28 日

宮崎県告示第 196号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 3 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎港マリナー施設の艇庫及びディンギーヤードに係る使用料(専用使用する場合を除く。)	一般財団法人みやざき公園協会	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

公 告

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第67条第 1 項第 1 号の規定により、山之口土地改良区(都城市)が解散した。

令和 4 年 3 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第68条第 4 項において準用する同法第18条第17項の規定により、山之口土地改良区(都城市)の清算人の就任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 3 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した清算人

氏 名	住 所
北 園 絃 美	都城市山之口町富吉3943番地
川 内 辰 雄	都城市山之口町花木 781番地 4
連 城 守	都城市山之口町花木1648番地

田 上 義 行	都城市山之口町富吉2534番地 6
原 田 保 志	都城市山之口町富吉4158番地
下 西 弘 美	都城市山之口町花木2437番地
北 園 敏 夫	都城市山之口町富吉3983番地 1

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第88条第 1 項の規定により、大和地区県営土地改良事業(新富町、県営経営体育成基盤整備事業)に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 4 年 3 月 28 日から令和 4 年 4 月 25 日まで

3 縦覧場所

新富町農地管理課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第89条の 2 第 9 項の規定により、川間東地区米別府換地区県営土地改良事業(小林市、県営畑地帯総合整備事業(担い手育成型))に係る換地処分をした。

令和 4 年 3 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

漁港漁場整備法(昭和25年法律第 137号)第17条第 1 項の規定により、川南地区の漁港整備に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に対し意見書を提出することができる。

令和 4 年 3 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類の名称

特定漁港漁場整備事業計画の案(川南地区)

2 縦覧場所

宮崎県農政水産部漁業管理課及び宮崎県中部港湾事務所

3 縦覧期間

令和 4 年 3 月 28 日から令和 4 年 4 月 16 日まで

建設業法(昭和24年法律第 100号)第29条第 1 項の規定により、

建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和 4 年 3 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-3)第5913号	塩見木工所	壺岐 久光	宮崎県日向市大字塩見3107	一般	建具工事業	令和4年2月15日付けで廃業した旨の届け	令和4年2月15日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-1)第11994号	(有)ブリューエント	徳永 道春	宮崎県日向市大字塩見13469	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業	令和4年2月1日付けで廃業した旨の届け	令和4年2月1日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第13103号	折田建築	折田 政和	宮崎県串間市大字奈留5159-5	一般	建築工事業、大工工事業	令和4年2月16日付けで廃業した旨の届け	令和4年2月16日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-31)第13248号	久工務店	杉尾 久男	宮崎県宮崎市大字瓜生野1560	一般	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	令和4年2月22日付けで廃業した旨の届け	令和4年2月22日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第13844号	明夢建築	甲斐 宣明	宮崎県延岡市緑ヶ丘2-28-28	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	令和4年2月14日付けで廃業した旨の届け	令和4年2月14日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第14102号	柳田工業	柳田 真人	宮崎県日向市大字塩見6976-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	令和4年2月15日付けで廃業した旨の届け	令和4年2月15日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第5390号	(有)甲建設	甲斐 裕二	宮崎県日向市江良町4-71	一般	建築工事業	令和4年2月4日付けで廃業した旨の届け	令和4年2月4日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第11681号	(有)佐藤製作所	佐藤 勝一	宮崎県延岡市大峽町7918-12	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業	令和4年2月7日付けで廃業した旨の届け	令和4年2月7日(一部廃業)

教育委員会規則

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 28 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第15号

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県教育研修センター管理規則（昭和43年宮崎県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 教育研修センターに、次の課を置く。</p> <p>総務課 学習研修課 教育支援課 <u>企画調査課</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 (1)～(8) [略] 学習研修課 (1)～(4) [略] 教育支援課 (1)～(4) [略] <u>企画調査課</u> (1) <u>調査等に関すること。</u> (2) <u>教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。</u> (3) <u>教育関係機関との連携に関すること。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 教育研修センターに、次の課を置く。</p> <p>総務課 学習研修課 教育支援課</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 (1)～(8) [略] 学習研修課 (1)～(4) [略] 教育支援課 (1)～(4) [略]</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月28日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第16号

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立高等学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第50条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16)～(21) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第50条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事務主査、<u>専門主事</u>、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>専門主事は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</u></p> <p>(17)～(22) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月28日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第17号

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（職員）</p> <p>第49条 〔略〕</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>（職務）</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（15） 〔略〕</p> <p>（16）～（21） 〔略〕</p>	<p>（職員）</p> <p>第49条 〔略〕</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、事務副主幹、事務主査、<u>専門主事</u>、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>（職務）</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（15） 〔略〕</p> <p>（16） <u>専門主事は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</u></p> <p>（17）～（22） 〔略〕</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月28日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第18号

県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立中等教育学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（職員）</p> <p>第49条 〔略〕</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>（職務）</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（15） 〔略〕</p> <p>（16）～（21） 〔略〕</p>	<p>（職員）</p> <p>第49条 〔略〕</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事務主査、<u>専門主事</u>、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>（職務）</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（15） 〔略〕</p> <p>（16） <u>専門主事は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</u></p> <p>（17）～（22） 〔略〕</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月28日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第19号

県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立中学校管理運営規則（平成18年宮崎県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（職員）	（職員）

第39条 [略]

2 学校に、前項のほか、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。

3 [略]
(職務)

第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(11) [略]

(12)～(17) [略]

第39条 [略]

2 学校に、前項のほか、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、事務副主幹、事務主査、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。

3 [略]
(職務)

第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(11) [略]

(12) 専門主事は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。

(13)～(18) [略]

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月28日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第20号

市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則（昭和49年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第2条 前条に規定する事務職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第1項に規定する職員に相当する者）の職として、次の職を置き、その職務は、次のとおりとする。</p> <p>事務主幹 上司の命を受けて、複雑な事務及び特定の事務を掌理する。</p> <p>事務副主幹 上司の命を受けて、特定の事務を掌理する。</p> <p>事務主査 上司の命を受けて、事務をつかさどる。</p> <p>主任主事 上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。</p> <p>主事 上司の命を受けて、事務に従事する。</p>	<p>第2条 前条に規定する事務職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第1項に規定する職員に相当する者）の職として、次の職を置き、その職務は、次のとおりとする。</p> <p>事務主幹 上司の命を受けて、複雑な事務及び特定の事務を掌理する。</p> <p>事務副主幹 上司の命を受けて、特定の事務を掌理する。</p> <p>事務主査 上司の命を受けて、事務をつかさどる。</p> <p><u>専門主事 上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</u></p> <p>主任主事 上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。</p> <p>主事 上司の命を受けて、事務に従事する。</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

競技力向上推進室設置規程をここに公表する。

令和4年3月28日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会訓令第3号

本 庁
各出先機関
各教育機関

競技力向上推進室設置規程

(目的)

第1条 県教育庁組織規則（昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号。以下「組織規則」という。）第17条に基づき、令和9年に開催予定の国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務を処理させるため、教育庁スポーツ振興課に競技力向上推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(職の設置)

第2条 県教育庁職員の職の設置に関する規則（昭和39年宮崎県教育委員会規則第9号）第1条の2に基づき、推進室に次の表の左欄に掲

げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
室長	上司の命を受けて、推進室の事務を掌理する。

2 前項に規定する職のほか、推進室に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
主幹	上司の命を受けて、推進室の特定の事務を掌理する。
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする推進室の特定の事務を掌理する。
副主幹	上司の命を受けて、その相当高度の専門的業務に従事し、又は推進室の特定の事務を掌理する。
主査	上司の命を受けて、専門的業務に従事する。
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。
専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。
主任主事	上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。
主事	上司の命を受けて、事務に従事する。
主任技師	上司の命を受けて、複雑な技術に従事する。
技師	上司の命を受けて、技術に従事する。

(雑則)

第3条 この訓令に基づき設置される推進室は、組織規則第1条の2に規定される課内室とみなす。

2 この訓令に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は教育長が定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

教育長訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年3月28日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第5号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第4（第11条関係） 出先機関等の長への委任事務		別表第4（第11条関係） 出先機関等の長への委任事務	
出先機関等の長	委任事務	出先機関等の長	委任事務
[略]		[略]	
2 宮崎県教育 研修センター 所長	(1)・(2) [略] <u>(3) 高等学校入学者選抜等教育施策の研究 等に関すること。</u>	2 宮崎県教育 研修センター 所長	(1)・(2) [略]
[略]		[略]	

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月28日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第3号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第3 (第10条関係)		別表第3 (第10条関係)	
路線名	区 間	路線名	区 間
[略]		[略]	
一般国道10号 (都城志布志道路)	[略]	一般国道10号 (都城志布志道路)	[略]
[略]		一般国道10号 (都城志布志道路)	<u>都城市乙房町1864番1地先から都城市南横市町7809番6地先まで</u>
[略]		[略]	
一般国道 218号 (高千穂日之影道路)	[略]	一般国道 218号 (高千穂日之影道路)	[略]
[略]		一般国道 218号 (高千穂日之影道路)	<u>西臼杵郡日之影町大字七折字高野 13022番1地先から西臼杵郡日之影町大字七折字平底 12281番1地先まで</u>
[略]		[略]	
臨港道路	宮崎市港二丁目15番地先から宮崎市港二丁目12番地先まで	臨港道路	宮崎市港二丁目15番地先から宮崎市港二丁目12番地先まで
		臨港道路	<u>日南市大字平野字大節8338番41地先から日南市油津二丁目8番10地先まで</u>
		臨港道路	<u>日南市大字平野字大節8339番3地先から日南市梅ヶ浜一丁目5727番1地先まで</u>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第12号

令和3年11月14日執行の宮崎県議会宮崎市選出議員補欠選挙に係る候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年11月14日執行宮崎県議会宮崎市選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

6, 202, 000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岡本吉弘	所属党派	無所属	期間 10月9日から 11月22日まで 第1回分
出納責任者氏名	岡本尚子			

収 入			支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	270,000
		円	家 屋 費	55,000
			選挙事務所費	55,000
			集合会場費	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	1,208,629
			広 告 費	146,125
			文 具 費	9,500
			食 糧 費	26,681
その他の寄附	件	0	休 泊 費	0
その他の収入		562,927	雑 費	45,152
今 回 計		562,927	今 回 計	1,761,087
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		562,927	総 計	1,761,087

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	120,160円
	ポスターの作成	1,078,000円
	計	1,198,160円

報告書受理年月日	令和3年11月29日 第1回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年11月14日執行宮崎県議会宮崎市選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

6, 202, 000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	加藤 広 大	所属党派	無 所 属	11月 5日から 期 間 第1回分 11月26日まで
出納責任者氏名	加藤 広 大			

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		22,000
		円	家 屋 費		0
			選挙事務所費		0
			集会会場費		0
			通 信 費		0
			交 通 費		0
			印 刷 費		6,900
			広 告 費		0
			文 具 費		4,581
			食 糧 費		0
その他の寄附	2 件	7,000	休 泊 費		0
その他の収入		26,481	雑 費		0
今 回 計		33,481	今 回 計		33,481
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		33,481	総 計		33,481

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和3年11月29日 第1回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年11月14日執行宮崎県議会宮崎市選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
6, 202, 000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	川 添 博	所属党派	自由民主党	10月20日から 期 間 第1回分 11月30日まで
出納責任者氏名	川 添 博			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	円
自由民主党宮崎県 支部連合会	政党支部	300,000	家 屋 費	735,000
長 友 政 明	会社員	500,000	選挙事務所費	50,000
			集合会場費	0
			通 信 費	4,636
			交 通 費	0
			印 刷 費	1,255,560
			広 告 費	504,987
			文 具 費	2,225
			食 糧 費	56,726
その他の寄附	件	0	休 泊 費	0
その他の収入		1,098,034	雑 費	44,460
今 回 計		1,898,034	今 回 計	2,653,594
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,898,034	総 計	2,653,594

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	120,160円
	ポスターの作成	1,135,400円
	計	1,255,560円

報告書受理年月日	令和3年12月23日 第1回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年11月14日執行宮崎県議会宮崎市選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

6, 202, 000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山内 佳菜子	所属党派	立憲民主党	期間 10月25日から 第1回分 11月24日まで
出納責任者氏名	堀口 公博			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)		円
		円	人件費	342,248
			家屋費	324,052
			選挙事務所費	125,000
立憲民主党宮崎県 総支部連合会	政党支部	1,520,000	集合会場費	199,052
立憲民主党宮崎県 第1区総支部	政党支部	200,000	通信費	20,000
			交通費	5,600
			印刷費	1,018,160
			広告費	601,150
			文具費	2,165
			食糧費	72,238
その他の寄附	件	0	休泊費	0
その他の収入		0	雑費	44,425
今回計		1,720,000	今回計	2,430,038
前回計		0	前回計	0
総計		1,720,000	総計	2,430,038

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	120,160円
	ポスターの作成	810,000円
	計	930,160円

報告書受理年月日	令和3年11月29日 第1回報告分
----------	-------------------

--	--